

深川市 緑の 基本計画

概要版

ごあいさつ

深川市では、「第四次深川市総合計画」において、めざすべき都市の未来像を「市民とともに創る 住みよいまち 深川」として、恵まれた自然環境などをいかしながら、うるおいと安らぎを創出するまちづくりを進めています。

本市における緑については、田園景観に抱かれた市街地を中心に、深川総合運動公園、グリーンパーク21、大正緑道など市民の憩いや休養の場となる公園緑地が整備されているほか、公共施設の植栽や街路樹、花で彩られた商店街や住宅地などがあります。

また郊外では、丸山公園、桜山公園をはじめ、市民のレクリエーションの場や、市街地を眺望できる国見公園など、緑にふれあい、親しめる場所が数多くあります。

これらの緑は、市民共通の財産として未来へと引き継ぐ必要があります。

また、近年は緑やオープンスペースが、生物の生息環境や災害時の避難空間など多面的な役割があると認められ、市民生活に欠かせない貴重な資源として注目されています。

これらの背景を踏まえ策定した「深川市緑の基本計画」は、本市の都市計画区域内の緑をどのようにつくり、まもり、育てていくかの道しるべです。この計画をもとに、市民の参加・協働のもとに魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、市民のみならずのみなさんのお層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、「市民アンケート」や「市民懇話会」などを通じ、多くの市民より貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

平成17年12月
深川市長

緑の基本計画とは

1 計画の目的

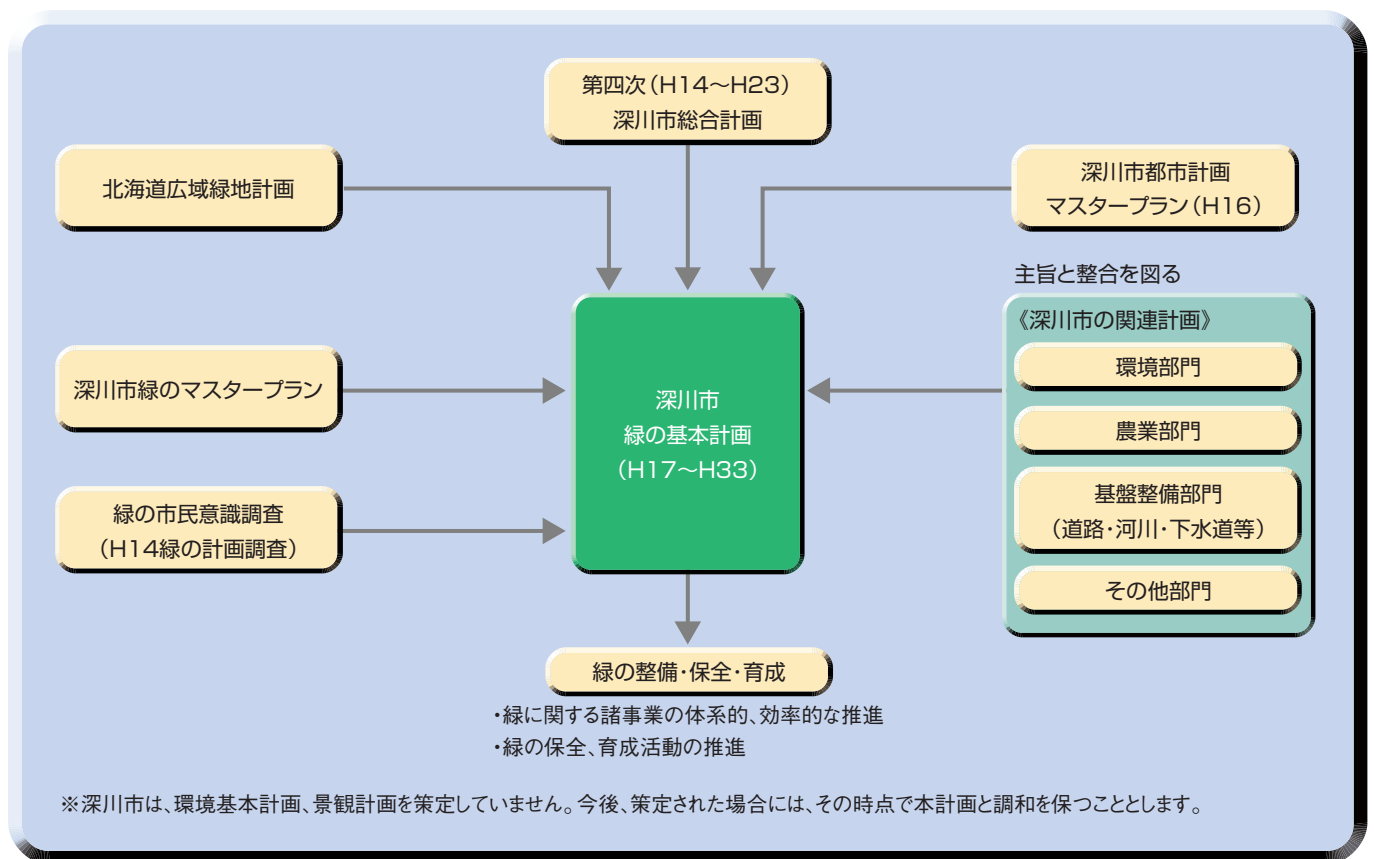
私たちのまわりでは、都市の発展とともに失われた緑を回復し、生活の豊かさが実感できる環境を形成していくことに、大きな関心が集まっています。

このような状況の中、平成6年に都市緑地保全法が改正^{*}され、都市の緑に関する総合的なマスタープランとなる「緑の基本計画」（法令上は「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」）の制度が創設されました。この計画は、市町村の総合計画及び都市計画マスタープランと整合がとられること、住民意向を反映した計画策定が行われることが規定されています。

深川市は、かねてから緑のマスタープランを定め、緑の施策を展開してきました。市民の緑意識の高揚や法律の改正を機に、21世紀に向けた緑の将来像と実施施策を体系的に整理し、計画的に緑地の保全・創出を図ることが重要となっています。

以上の経緯を踏まえ、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するために必要な基本方針及び具体的な施策を定め、推進していくことを目的とします。

※都市緑地保全法は、平成16年に改正され、名称も「都市緑地法」となりました。



深川市緑の基本計画（以下、本計画と称します）は、都市計画で定める公園緑地にとどまらず、広い範囲の緑地、公共施設等の緑化に関する方針を含んでおり、上位計画である

深川市総合計画をはじめ、公園緑地や森林、その他緑に関わる計画の内容と整合を図りながら策定されます。

2 計画の区域・目標年次

本計画の対象区域は、深川市都市計画マスタープランと適合するものとし、深川市都市計画区域(昭和43年7月24日告示)とします。また広域緑地計画の役割を担うことから、市域についても緑の位置付け及び施策方針を示します。

計画の目標年次は、深川市都市計画マスタープラン(当初計画:平成16年12月市長決定)と同じく平成33年度を目標とし、中間年(平成23年度)で見直しを検討します。またそれ以外の場合でも、総合計画、都市計画の施策が改まったり、緑の関連法制などが大きく変更された場合には、必要に応じ見直しができるものとします。

3 市民意向の反映

市民アンケート、(調査日:平成15年1月6日～市民懇話会により市民の意識・意向を把握しました。

・有識者懇話会、市民懇話会

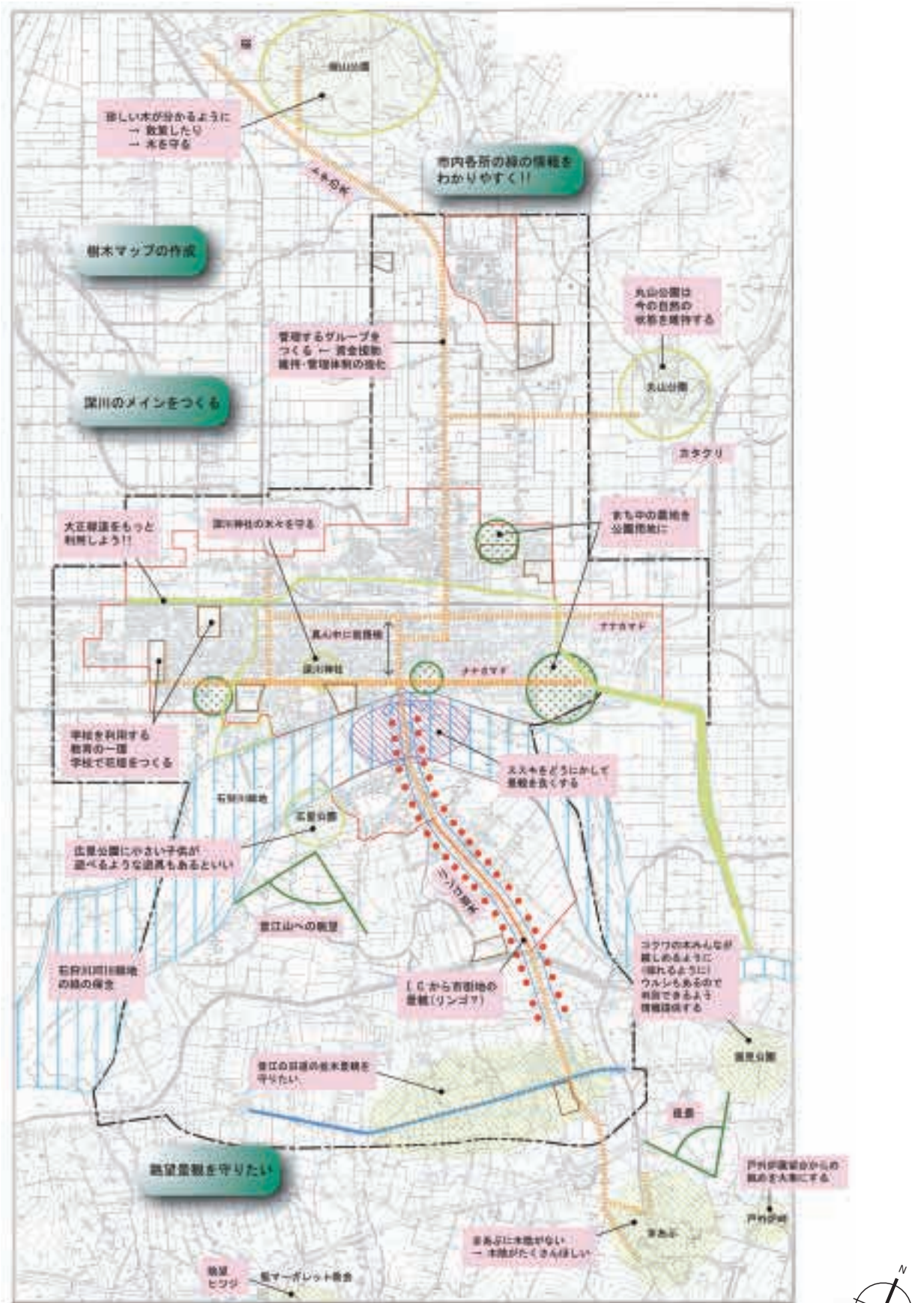
区 分	開 催 日	場 所
有識者懇話会	平成14年12月5日(木)	深川市みどり館(グリーンパーク21内)
市民懇話会(第1回)	平成15年1月30日(木)	深川市みどり館(グリーンパーク21内)
市民懇話会(第2回)	平成15年2月 6日(木)	同 上
市民懇話会(第3回)	平成15年2月20日(木)	同 上

・市民アンケート

対 象	実 施 日	配布回収状況
一般市民約2,000人 (無作為抽出)	平成15年1月 6日(月)～	1,987票配布、425票回収 (回収率21.4%)



図 市民懇話会の緑づくりアイデア



※このほか、市民の大半が緑づくり活動・事業に理解を示し、意欲を持っていること、住民活動による豊かな緑づくり及び緑資源の発見と緑づくりのリーダー育成の重要性が指摘されています。

緑の基本計画が目指すもの（基本理念・将来像）

1 基本理念

深川市の緑づくりの理念は、第四次深川市総合計画及び深川市都市計画マスタープランとその理念「市民とともに創る住みよいまち 深川」を共有し、共通の将来像を目指して施策展開を図ります。

緑づくりの理念は、以下のとおりとします。

<緑づくりの基本理念>

市民とともに創る
緑ゆたかな住みよいまち 深川

2 緑の将来像

①広域的な緑

深川市の緑環境の基本となる暑寒別山系の山地及び山間部の農地、市街地、農地の広がる石狩川流域、音江連峰の山地・丘陵地は、深川市の自然環境をかたちづくる骨格として、後世に伝えていきます。

②市街地の骨格となる緑

桜山公園、丸山公園など市街地を取り囲む拠点的な緑や、深川総合運動公園、グリーンパーク21など市街地を流れる石狩川とその河畔の緑、市街地を取り囲み、四季折々変化する美しい農地、森林は、市街地の緑の骨格です。

これら緑の骨格を今後とも充実させることにより、美しくうらおいのある自然を親しく感じるができるものとします。

③ネットワークされた緑

深川の市街地を緑豊かなまちとするため、緑を幹線道路、並木、歩道で結び、あわせて沿道を街路樹や花壇で整備していくことが大事です。

市街地やその周辺の公園、緑地や道路、河川などの公共空間、また住宅地、商業地、工業地が魅力を増すよう、緑の拠点を結ぶネットワークを確保します。

④緑の拠点づくりと適正配置

市街地内及び郊外部の公園や緑は、都市環境と自然環境との調和、環境の共生を図るため、積極的に緑の確保、充実を進めます。

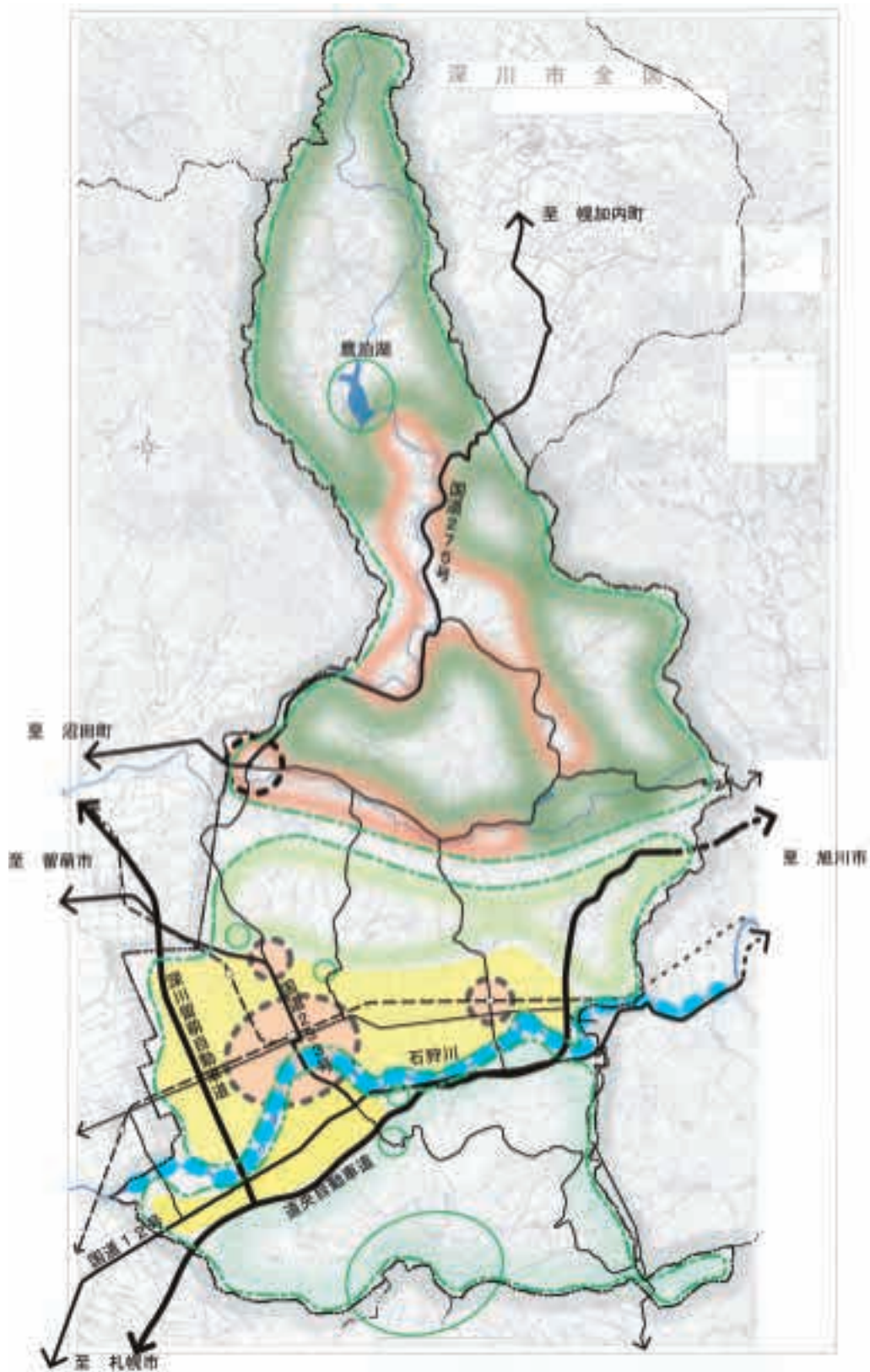
また、市民がうらおいのある緑に囲まれて憩い、スポーツ、イベント、その他交流が可能な地域のコミュニティの核となる公園、緑地等の緑を適正に確保します。

⑤住民参加による緑づくり

市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、市民一人ひとりが緑づくりの担い手となり、身近な緑を守り、つくり、育てます。この実践と参加により、住みよい深川の緑づくりを進めます。



図 緑の将来像 (広域)



凡例

緑の骨格	水の骨格 (石狩川)	山林	緑の拠点	市街地	行政区域
山間の農地	平地の農地	丘陵の緑			
<p>将来像</p> <p>広域的な緑 深川市の自然環境をかたちづくる骨格として、後世に伝える。</p>			<p>将来像</p> <p>緑の拠点づくりと適正配置 積極的に緑に確保、充実を行い、憩い、スポーツ、イベント、その他交流が可能な地域のコミュニティの核として確保する。</p>		

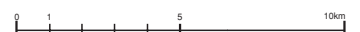
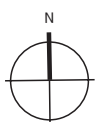
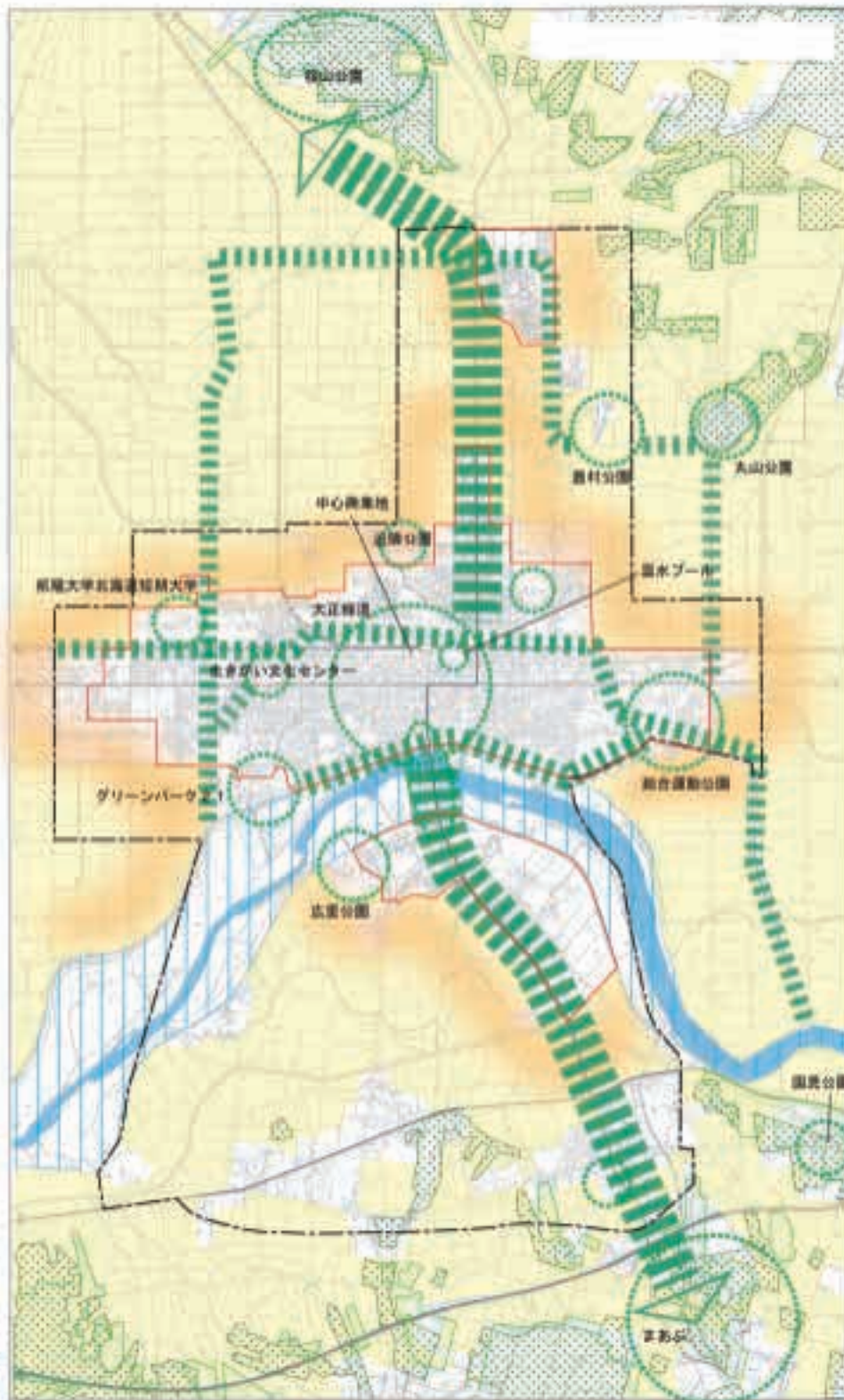


図 緑の将来像



凡 例

- 河川敷の緑、水辺*
- 保全すべき保安林*
- 樹林地*
- 保全すべき農地(農振農用地)*

ネットワークされた緑

市街地の拠点となる緑

用途地域

都市計画区域

*市街地の骨格となる緑

将来像	将来像	将来像	
<p>市街地の骨格となる緑 深川市の自然環境をかたちづくる骨格として、後世に伝える。</p>	<p>ネットワークされた緑 市街地を緑豊かにするため、緑の拠点を並木、街路樹、花壇で結ぶネットワークを確保する。</p>	<p>緑の拠点づくりと適正配置 積極的に緑に確保、充実を行い、憩い、スポーツ、イベント、その他交流が可能な地域のコミュニティの核として確保する。</p>	

3 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は、将来市街地や都市規模に応じて確保し配置します。

図 緑地の整備水準(市街地)

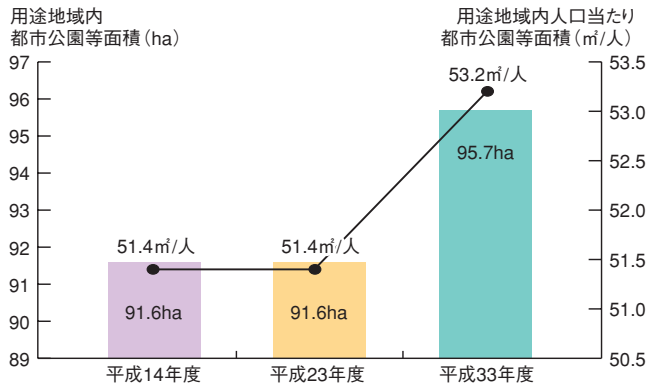


図 緑地の整備水準(都市計画区域)

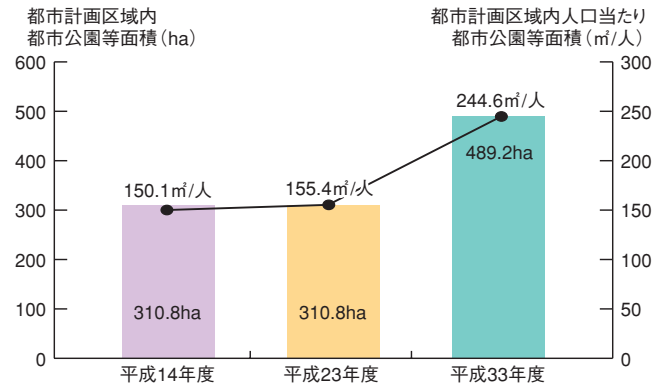


表 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	市街地(用途地域)		都市計画区域	
	都市公園等の面積	市民1人あたりの面積	都市公園等の面積	市民1人あたりの面積
現況(H14)	91.6ha	51.4m²/人	310.8ha	150.1m²/人
中間(H23)	91.6ha	51.4m²/人	310.8ha	155.4m²/人
計画(H33)	95.7ha	53.2m²/人	489.2ha	244.6m²/人

4 緑づくり(緑化)の目標

民有地の緑化の目標は、その敷地面積に対し10%以上確保することとします。

公共公益施設は、都市の緑化を率先して促進するものとし、民有地の2倍の20%を目標とします。

区分	目標年度における緑化の目標
公共公益施設の緑化目標	敷地面積の20%以上
民有地の緑化目標	敷地面積の10%以上



緑づくりの施策

緑の基盤を「まもる」、拠点となる緑、ネットワークの緑、身近な緑を「つくる」、協働で緑を「育てる」ことを基本方向に、緑づくりに関する総合的な施策を進めていきます。

1 施策の体系

施策の基本方向		緑地の保全及び緑化の推進のための施策	
緑を まもる	1) 緑の基盤をまもる	<施策>	<法制度>
	① 森林・丘陵地	・緑豊かな山並みの保全 ・森林とふれあえる交流の場の確保、都市住民の参加	国有林(森林法)、風致地区(都市計画法)、 緑地保全地区(都市緑地法) など
	② 農地	・市街地をとり囲む田園風景の形成 ・農地・農業とのふれあいの場の確保	
	③ 石狩川	・石狩川の水質の保全 ・石狩川河川緑地の活用	河川法
緑を つ く る	2) 緑をつなぐ		
	① 河川	・河川の保全活用 ・鷹泊自然公園の活用	河川法
	② 道路・街路樹	・緑化された道路の形成 ・深川の風土を踏まえた緑化 ・風雪害に強い緑づくり	
	③ 緑道・歩行者道路	・大正緑道の利活用 ・歩いて楽しいみちづくり ・市街地の魅力をつくる緑の歩行者空間	
	3) 身近な緑をつくる		
	① 都市基幹公園	・深川市街地の個性をつくる公園づくり ・レクリエーションの核となる公園づくり	都市公園法
	② 住区基幹公園	・地域の個性をつくる身近な公園づくり ・地域や時代に応じた既存公園の再生 ・公共施設の緑づくり、花づくり	都市公園法
	③ 民間の緑	・市街地に点在する民間の緑の保全 ・市街地にうるおいを与える緑の保全	緑地協定(都市緑地法) など
	4) 緑の拠点をつくる		
① 都市・市街地の拠点となる緑	・市街地の拠点となる緑づくり ・市街地を取り囲む拠点づくり		
② 地域の個性をつくる緑	・深川市街地 ・広里市街地、音江市街地とその周辺 ・あけぼの市街地及び周辺	緑地協定(都市緑地法) など	
緑を 育 て る	5) 協働で緑をつくる		
	① 意識・関心を高める	・緑にふれる機会の確保 ・緑づくりの情報公開、情報交流 ・緑づくりの人材育成	
	② 支援	・市民、団体への活動支援 ・(仮称)グリーンバンクの設立 ・みどり館の活用 ・緑と花の広域連携	
	③ 協働・参加	・市民に開かれた参加型の緑づくり ・緑の担い手づくり ・緑を推進する組織づくり ・緑の基本計画の評価	

2 重点的な公園緑地事業

① 中心市街地における緑と花のまちづくり

都市計画マスタープランに定める『人と環境にやさしいまちづくり、緑づくりプロジェクト※』を推進するため、深川橋、深川市立病院、JR深川駅前地区、駅北地区、大正緑道をネットワークする緑と花のみちづくりを進めます。

※深川市都市計画マスタープランの地域まちづくりプロジェクト2 参照

② 大正緑道の緑化と利活用

大正緑道全体について、緑化の推進と利活用を図ります。

③ 石狩緑地の充実

石狩緑地右岸、左岸の利活用の推進を図ります。

④ グリーンパーク21、みどり館と緑化活動

市民の緑づくり活動の拠点として、グリーンパーク21及び深川市みどり館を活用し、緑化活動と人材育成、情報交流を図ります。

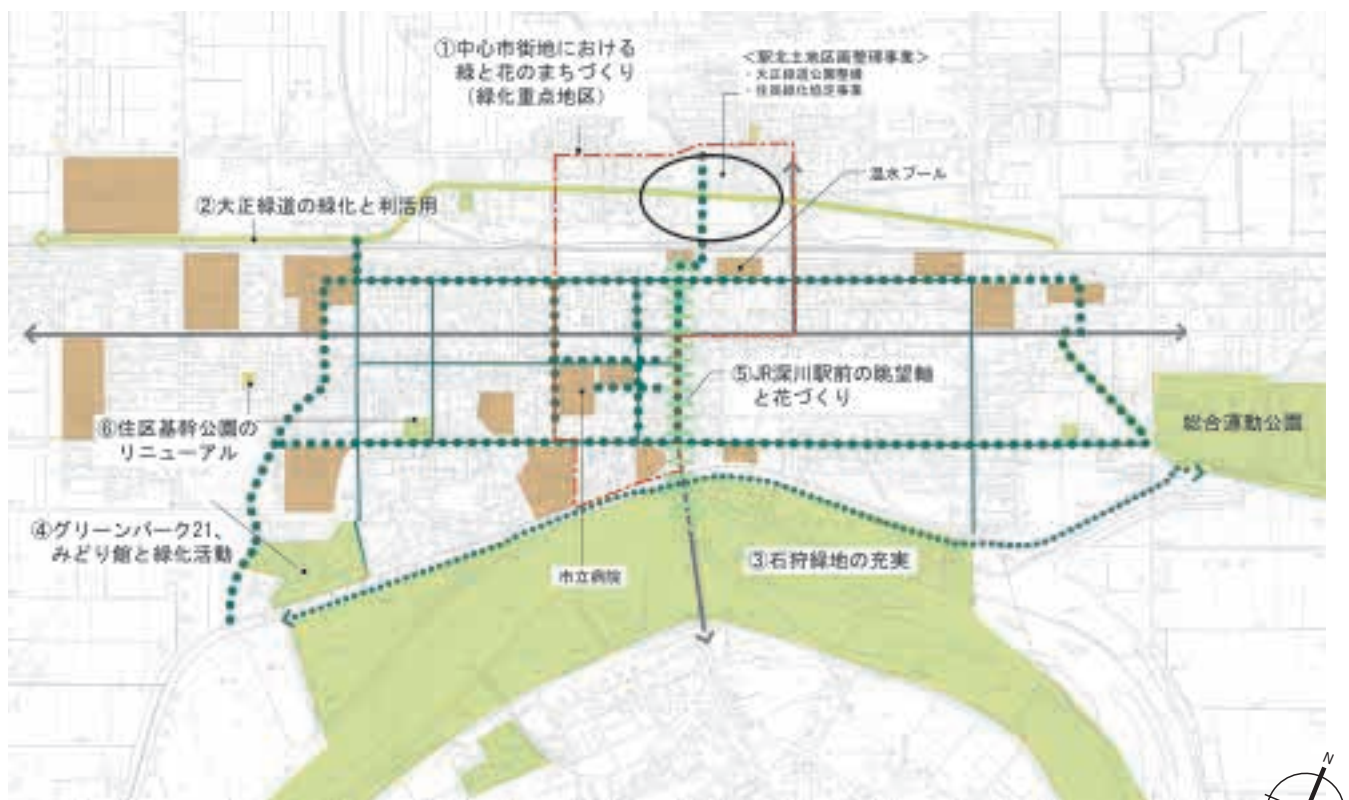
⑤ JR深川駅前の眺望軸と花づくり

JR深川駅前から深川橋のたもとにかけて、深川の都市景観を代表する眺望軸とし、住民とともに花のみちづくりを図ります。

⑥ 住区基幹公園のリニューアル

既存の近隣公園、街区公園については、地区住民の少子高齢化と公園緑地に対するニーズの変化を踏まえ、遊具や休憩スペースの更新、樹木配置や花壇の変更など、計画的なりニューアルに努めます。

図 重点事業（中心市街地における、緑・花・水～うるおいのあるまちづくり）



凡 例			
●●●●	緑と花のネットワーク	■	拠点となる公園緑地
□	緑化重点地区の範囲	■	公共施設

0 500 1000m

3 緑化重点地区

①緑化重点地区(候補)の設定

緑化重点地区とは、重点的な緑化施策が複合的に推進でき、緑の将来像をモデル的に具現化し、他地区での緑づくりへの波及が期待できる地区を設定し、重点的・先導的に事業の実施を行う地区です。

深川市の緑化重点地区(候補)は、公共施設の建替や

区画整理など、まちづくり事業にあわせて豊かな緑地の確保ができること、シンボリックな空間として花づくりや緑化の効果が期待できることから、「中心市街地地区」を位置づけます。

中心市街地地区での緑・花づくりは、都市計画マスタープランの方針と整合するものとし、事業化の目処が立った時点で必要な処置をとり、計画的な整備を図ります。

②緑化重点地区における、緑づくりの方針

緑化重点地区における基本テーマは、以下のとおりとします。

＜基本テーマ＞

緑・花・水
～うるおいのあるまちづくり

中心市街地地区における緑づくりの方針は、以下のとおりとします。

○駅周辺空間の整備

JR深川駅前広場や駅北につながる自由通路など駅周辺空間を花や緑で飾り、うるおいのあるシンボル空間とします。

○大正緑道の活用

大正緑道の緑化推進を図るとともに、駅北土地区画整理事業に合わせ、シンボリックな公園緑地を整備し、一層の活用を図ります。

○住民緑化協定事業

緑地協定、深川市緑化協定事業などを広め、住民参加の住環境の向上に努めます。

○深川橋周辺の緑化

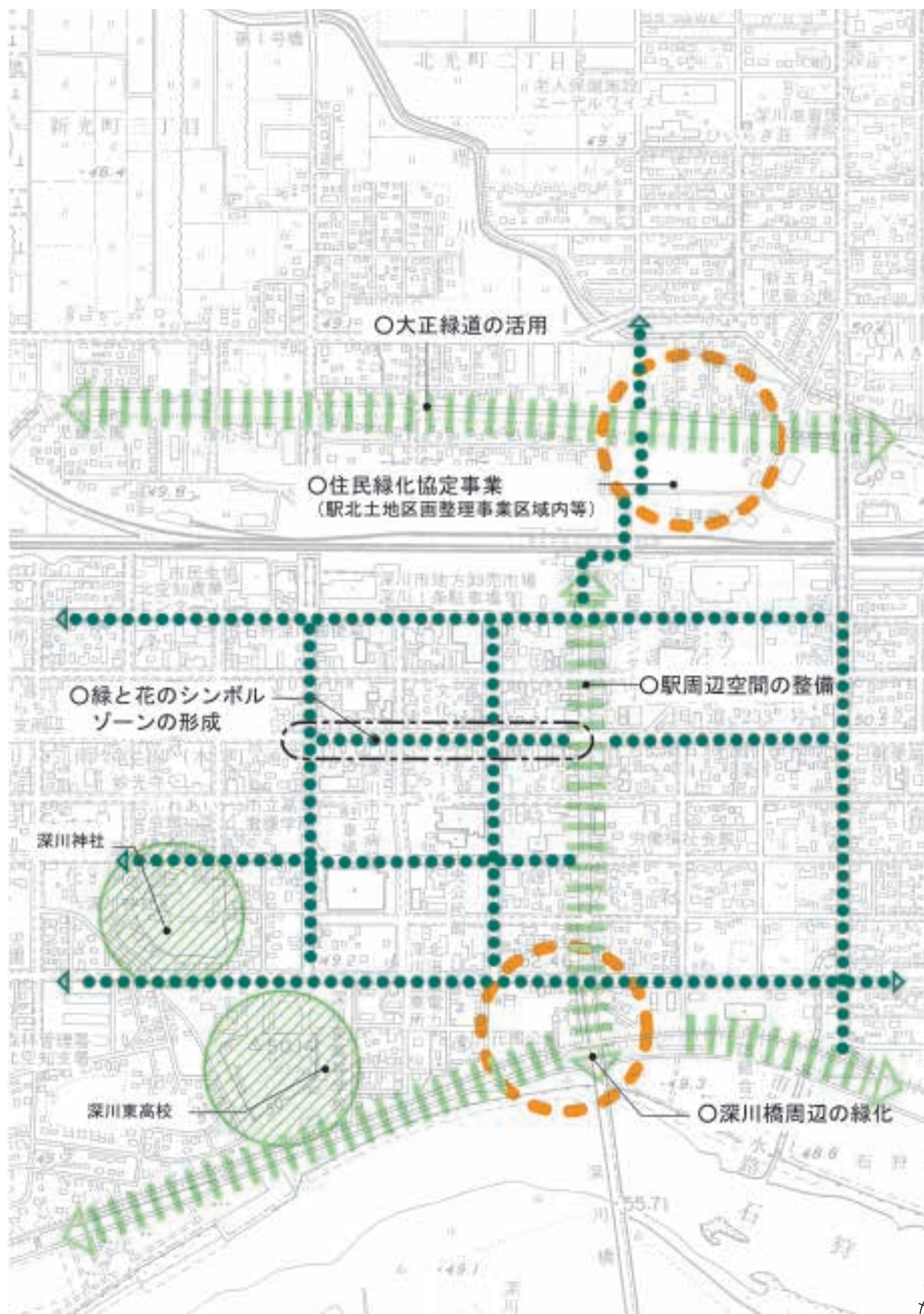
石狩川を眺めることのできる深川橋周辺で、花と緑にふれあうポケットパークの整備を検討します。

○緑と花のシンボルゾーンの形成

駅前通の整備と緑づくり、花づくり活動を踏まえ、道道深川雨竜線など中心市街地で緑づくり、花づくりを面的に展開し、シンボルゾーンの形成を推進します。



図 重点地区（中心市街地における、緑・花・水～うるおいのあるまちづくり）



凡例

●●●	緑と花のネットワーク	斜線	主要なオープンスペース	○	公共施設
	ネットワークの基軸	◁▷	緑と花のシンボルゾーン		



計画の実現に向けて、具体的な内容を以下に示します。

1 人材育成、情報発信の推進

(仮称)緑づくり人材登録制度と(仮称)緑の人材研修認定制度を検討します。また、既存のフラワーマスター制度の活動との連携も図ります。

緑の人材の育成、活用を図るため、広報、冊子、ホームページなどの充実を図り、緑情報の普及に努めます。

2 緑づくり活動の支援

行政の緑情報の総合化及び庁内連絡体制の円滑化を推進します。また緑と花の指導相談を充実し、市民の緑づくり活動を支援します。

庭木の譲渡登録制度を検討し、公共、民間の緑の保護育成、活用を図ります。

3 市民の緑づくり活動の促進

植樹マスや花壇の維持管理を民間が代行するアダプト・プログラム*を検討し、住民参加の緑のみちづくりを図ります。

※アダプト・プログラム:植樹マス、分離帯、河岸など公共施設の緑化空間を養子(アダプト)にみため、市民がその里親となって養子(緑化空間)の美化・清掃などを行い、行政がこれを支援する制度。

4 緑指標の設定と着実な推進

緑づくりの主要な施策の効果を数値指標化し、その改善状況を継続的に把握し、必要に応じて施策強化を図ることにより、市民の関心を高めるとともに、緑施策の着実な推進を図ります。

指標は、緑と花のイベント開催時などを活用し、アンケートでデータ収集します。

<緑指標の例>

- 緑と花のイベントの来訪者に占める新規参加者の比率、50%以上
- 緑と花のイベント来訪者で、1年に2回以上参加する人の比率、50%以上
- 緑と花のイベント来訪者で、イベントを評価する人の比率、50%以上
- 緑の基本計画の知名度、30%以上(イベント時に調査検証)
- 緑の基本計画の施策の周知(主要項目を知っている市民、50%以上)
- モデル地区の宅地の緑被状況(宅地面積に対する樹木、草花の投影面積)の確保、増進





お問い合わせ
深川市都市建設課

〒074-8650 深川市2条17番17号
<http://www.city.fukagawa.hokkaido.jp/>
toshiken@public.city.fukagawa.hokkaido.jp
TEL:0164-26-2304 FAX:0164-22-8134

発行
深川市 平成17年12月